

発達に困難を抱える非行少年の現状と特別支援教育の課題 —少年院・少年鑑別所の職員調査を通して—

内藤千尋（白梅学園大学子ども学部助教）

【問題の背景と研究目的】

発達障害への無理解・誤解・放置、いじめ等の不適応な対応の結果として、非行・触法・犯罪行為に繋がっている可能性は少なくない。適切な教育指導や支援を受けてこなかったことで「誤学習」をしてしまっている少年には、一つひとつ具体的な支援が必要である。発達障害の診断の有無にかかわらず、発達に困難を抱えている少年には特別支援教育の視点をもった矯正教育の支援が必要である。しかしながら少年鑑別所や少年院等の少年矯正施設における発達障害やそれに類似する発達に困難を抱えた少年の実態や支援についてはほとんど明らかにされていない。

本研究では、少年院・少年鑑別所職員への訪問面接法調査を通して、発達障害やそれに類似する発達の困難を抱え特別な配慮を要する少年の困難や支援の実態と特別支援教育の課題を検討することを研究の目的とする。

【方法】

研究動向および課題を踏まえ、全国51ヶ所の少年院および52ヶ所の少年鑑別所の職員への訪問面接法調査を実施し、施設に入所している発達障害あるいは類似した発達上の困難を抱える少年の指導や支援方法の現状を明らかにする。

【結果】

①少年院職員調査

調査協力を得られた48施設の少年院を直接訪問し、職員60名への半構造化面接法による聞き取り調査を実施した。少年院において発達障害等の診断・判定がついていない場合や非行性の面から医療少年院や特殊教育課程以外の少年院に送致されている少年にも、多様な発達の遅れや困難を抱えている事例が少なくないことが明らかとなった。

困難実態の一つとして挙げられた不器用さの背景には、固有感覚や触覚の感覚統合（感覚情報調整処理）に何らかの問題を抱えていることが考えられる。少年院においても少年の抱える皮膚感覚・触覚の困難の実情や身体の不器用さと支援の必要性に対する認識を職員間で広めていくことが必要である。

少年院の出院後に居場所がないこと等で再非行へと至りやすいことが、今回の調査でも回答された。少年にとっては就労・社会的自立までに、教育機関で教科学習や対人関係、基本的生活スキル等について、多様な集団活動やインターンシップの経験を通して身につけていくことが不可欠である。そのためには少年院の出院後の進路として、高校・特別支援学校高等部・専修学校・職業訓練校・大学等への進学が望まれるが、受入先の確保を始め、教育・支援の機会をいかに保障していくかが課題とされた。

②少年鑑別所職員調査

調査協力を得られた26施設の少年院を直接訪問し、職員53名への半構造化面接法による聞き取り調査を実施した。発達障害と非行の関係性として、障害と非行は比較的遠い位置にあり、環境要因・不適切な対応の結果として非行に至る少年が少くないことが明らかとなった。また、少年鑑別所法の成立に伴い本業務化された地域貢献や一般相談業務においては、非行に限らず発達上の困難を抱える少年へのアセスメント実施や対応方法に関する助言等が行われている。今後はその業務の充実拡大を図り、地域における非行防止のみならず少年鑑別所や少年院を出た非行少年の継続的な支援や、サポートネットワークの構築が課題とされた。

【今後の課題】

発達障害等やそれに類似する困難を抱えている子ども達は、時間はかかっても適切な発達支援を通して大きく成長・発達する。少年院に入院する少年は深刻な養護問題・生活環境のなかで生きてきたため、発達に各種の困難を抱えている場合が少くないが、それゆえにより長期の丁寧な「学び」の機会を提供し、「教育的な関わり・支援」を通して発達を保障することで「生きる力」をつけていく支援が何よりも大切である。今後の研究の課題としては、発達障害等の発達上に困難を有する非行少年に対する少年鑑別所や少年院を出た後の、就学・就労を含めた地域移行支援・発達支援の現状と支援の在り方を検討していくことが必要である。